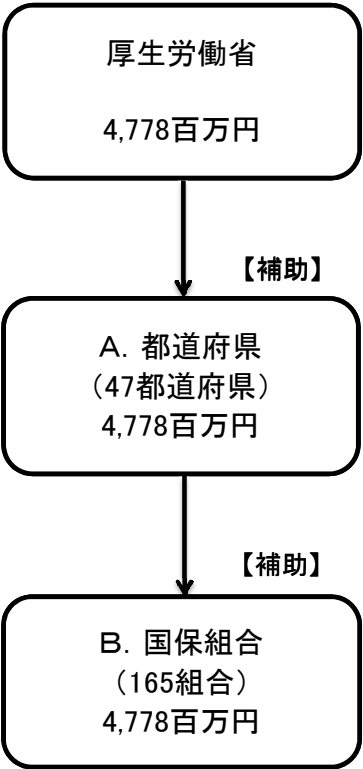


平成24年行政事業レビューシート										(厚生労働省)	
事業名		国民健康保険組合出産育児一時金等補助金			担当部局庁		保険局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		①昭和37年度②平成15年度			担当課室		国民健康保険課		濱谷 浩樹		
会計区分		一般会計			施策名		Ⅳ－2－1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		国民健康保険法第74条			関係する計画、通知等		国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について (平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		国保組合に対し、①「出産育児一時金補助金」、②「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化に資することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		①出産育児一時金(42万円)の1/4相当分を補助 ②一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において共同事業を実施しているが、同事業に対する各国保組合が負担する拠出金の1/4相当分を補助									
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	7,966	8,688	4,778	4,684	4,593			
			補正予算								
			繰越し等								
			計	7,966	8,688	4,778	4,684	4,593			
		執行額		7,913	8,688	4,778					
		執行率(%)		99.3%	100.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
		当該補助事業は、国保組合の保険給付費等に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資することを目的としていることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまないものとする。			成果実績	—	—	—	—	—	
					達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
		実施組合数			活動実績 (当初見込み)	組合	①165 ②164	①165 ②164	①163(165) ②163(163)	①—(165) ②—(163)	
単位当たりコスト		29(百万円/組合)			算出根拠	(執行額 ÷ 実施組合数) 4,778百万円 ÷ 163組合 ÷ 29百万円/組合					
平成24・25年度予算内訳	費 目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
	出産育児一時金補助金		2,464	2,373	出産育児一時金支給件数の減少のため。						
	高額医療費共同事業補助金		2,220	2,220							
計		4,684	4,593								

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	補助金の交付により、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化を図ることとなり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	国民健康保険法第74条の規定に基づき補助金を交付することは、国が実施すべき事業である。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	－
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	－
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	出産育児一時金の引き上げ分に対する補助について一部削減を行った。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	国は、出産育児一時金(42万円)及び高額医療費共同事業拠出金の1/4相当分を補助しているが、3/4相当分を保険者が負担していることから、負担関係は妥当である。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	出産育児一時金の支給及び高額医療費共同事業拠出金の納付に必要な経費に限定されている。
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	－
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	－
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績については、概ね見込み通りとなっている。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	－
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	－	
点検結果	平成23年度は、出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円にすることに伴う激変緩和措置として、引き上げ分の一部を補助した。平成24年度は、引き上げ分に対する国庫補助を廃止した。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
平成22年度事業仕分け(第3弾) ・事業番号:A-10 ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ・WGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止) ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前通りのしっかりとした補助を、その代わりに所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。			
公開プロセス(平成22年度) ・レビューシート番号:244 ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要 ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:○財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。 ○特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ○本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	244	平成23年行政事業レビュー	255

※平成23年度実績を記入

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)



- A. 都道府県
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。
- B. 国保組合
出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てる。
高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について 記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる ように記載)	A.都道府県(東京都)			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	管轄の国保組合へ交付	1,980			
	計		1,980	計		0
	B.国保組合(中央建設国保組合)			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	納付金	高額医療費共同事業拠出金の納付	316			
	保険給付	出産育児一時金の支給	275			
	計		591	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	1,980		
2	愛知県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	385		
3	埼玉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	383		
4	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	321		
5	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	304		
6	兵庫県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	261		
7	京都府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	157		
8	栃木県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	89		
9	広島県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	88		
10	三重県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	81		

B.国保組合

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央建設	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	591		
2	東京土建	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	400		
3	全国建設工事業	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	337		
4	埼玉土建	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	273		
5	建設連合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	255		
6	神奈川県建設連合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	225		
7	兵庫県建設	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	213		
8	東京食品販売	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	181		
9	京都建築	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	91		
10	全国左官タイル塗装業	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	90		